

高病原性鳥インフルエンザウイルス確認に伴う 野鳥監視重点区域の解除について

1 概要

令和7年3月12日に、福島市飯坂町東湯野地内において回収した死亡野鳥（ノスリ1羽）から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が確認されたことに伴い、野鳥監視重点区域（死亡野鳥回収地点から周辺10km圏内）において、野鳥監視の強化をしてまいりましたが、その後、当該区域内での異常は確認されなかったため、4月9日24時に当該区域が解除されました。

| 場所 | 種名 | 回収日 | 簡易検査 | 病原性等 検査結果 | 監視重点区域 指定状況 |
|-------------|-----------|------|------------|--------------|-----------------------------|
| 福島市飯坂町東湯野地内 | ノスリ 1羽 | 3/12 | 3/12 陽性 | 3/18 高病原性 | 3/12 指定 4/9（24:00） 解除 |

2 今後の対応

引き続き、注意喚起を呼びかけるとともに、野鳥の監視について継続して行ってまいります。